

第3章 事業所における事故対応に関する調査結果

1 調査業務の概要

近年、漏えい事故の件数は増加傾向にあるものの、その多くは軽微な事案となっている。そこには、漏えい事案を早期に発見し、安全かつ的確な漏えい防止措置により、出火させずに、漏えい範囲を局限化させる自衛防災活動のノウハウが存在すると考えられる。消防庁が発行している「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」に「小規模漏えい事案への対応」を追加・改訂することを目的とし、このような漏えい事案に対して効果的な活動を行っている特定事業所を対象に、被害軽減のために有効である技術、システム及び事故発生時の活動要領等について、調査した結果をとりまとめた。

2 調査事業所

漏えい起因物質に着目し、「危険物、高圧ガス、毒劇物」の区分から、表3.2に示す事業所を調査対象とした。

表3.2 調査事業所

漏えい起因物質の区分	事業所名称	所在地
危険物	ENEOS 株式会社 仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目1番1号
高圧ガス	株式会社 ENEOS マテリアル 四日市工場	三重県四日市市川尻町 100
毒劇物	セントラル硝子株式会社 川崎工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町 10 番2号

3 調査結果

本調査の結果をとりまとめ、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」第2 防災活動に「3 小規模漏えい事案への対応」を追加、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」第8章 防災活動要領の第2節 現場指揮本部の設置要領に「現場指揮体制の確立と消防隊への情報提供」を追加、第3節 漏えい・流出時の防災活動要領に「小規模漏えい事案への活動事例」を追加し、事故を経験していない事業所への教本となるテキストに改訂する。